



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *1 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 10
- *2 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 11
- *3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 11
- *4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 12
- *5 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 13
- *6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 14
- *7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 16
- *8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 17
- *9 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 17
- *10 和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (文化学術課)..... 19
- *11 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (情報政策課)..... 22
- *12 和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例 (環境生活総務課)..... 24
- *13 和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例 (環境管理課)..... 26
- *14 和歌山県消費者行政活性化基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 (県民生活課)..... 31
- *15 和歌山県犯罪被害者等支援条例 (")..... 32
- *16 和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例 (")..... 35
- *17 和歌山県自転車安全利用の促進に関する条例 (")..... 39
- *18 和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例 (青少年・男女共同参画課)..... 40
- *19 和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 (医務課)..... 41
- *20 和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例 (健康推進課)..... 42
- *21 和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 (国民健康保険課)..... 42
- *22 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (薬務課)..... 43
- *23 和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例 (公営企業課)..... 43
- *24 和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (労働政策課)..... 44
- *25 和歌山県森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例 (林業振興課)..... 45
- *26 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (森林整備課)..... 46
- *27 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路保全課)..... 47
- *28 和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例 (河川課)..... 47
- *29 和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例 (")..... 48
- *30 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例 (都市政策課)..... 49
- *31 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")..... 54
- *32 県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")..... 55

*33	和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	56
*34	和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建築住宅課).....	58
*35	和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	(港湾空港振興課).....	59
*36	和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	60
*37	南紀白浜空港条例の一部を改正する条例	(〃).....	61
*38	和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例	(〃).....	63
*39	和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例	(〃).....	63
*40	和歌山県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(〃).....	64
*41	和歌山県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(〃).....	65
*42	和歌山県海底の土地使用料徴収条例の一部を改正する条例	(〃).....	66
*43	和歌山県みなとまち条例の一部を改正する条例	(〃).....	66
*44	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	67
*45	和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	68
*46	和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	70
*47	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	71
*48	和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例	(〃).....	74
*49	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	75
*50	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(財政課).....	76

公布された条例のあらまし

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めました。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県の財政状況を考慮し、知事及び副知事の給料及び期末手当の額を減ずる期間を延長しました。(本則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めました。(第23条及び第24条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当の支給割合を改めました。(第6条関係)

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第44号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略</p>	<p>(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の122.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第45号

和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

リング	一式1日	3,340円	を
-----	------	--------	---

」に
改め、別表備考3中「100分の108」を「100分の110」に、「108分の100」を「110分の100」に改め、同表備考5中「2,320円」を「2,360円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「770円」を「790円」に改め、同表備考6を次のように改める。

6 体育場及び補助体育場をアマチュアスポーツに利用する場合における附属設備の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。

別表備考7中「6(2)」を「6」に改め、同表備考8中「、会議室及び控室」を「及び会議室」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第3項中「及び控室」及び同項の表控室の項を削る改正規定、別表第4項の表中

ピアノ	1台1日	3,340円	を
補助いす	1脚1日	20円	

補助いす	1脚1日	20円	に、
------	------	-----	----

リング	一式1日	3,340円	を
-----	------	--------	---

」に改める改正規定並びに別表備考6から備考8までの改正規定については、同年4月1日から施行する。

和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第46号

和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立武道館設置及び管理条例（昭和44年和歌山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。